

令和2年2月28日

保護者各位

伊佐農林高等学校  
校長 本村 信一

新型コロナウイルス感染症に係る県立高校の一斉臨時休業について（お知らせ）

本校の教育活動について、かねてからご理解とご協力を賜わり感謝申し上げます。

さて、本日付で文部科学事務次官からの通知を受け、県教育長から何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、県立中学校及び県立高校については、当面、令和2年3月2日（月）～3月15日（日）までの間、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づき、一斉臨時休業を行う旨、通知がありました。

つきましては、臨時休業を行うに当たり、生徒の臨時休業中の過ごし方について、下記により対応してください。何卒ご理解とご協力のほどお願いいたします。

記

1 生徒の臨時休業中の過ごし方

(1) 家庭との連絡体制について

休業中の連絡や生徒の状況確認等のため、保護者と迅速かつ確実に連絡がとれるようにしておいてください。学級連絡網等で連絡する場合があります。

(2) 保健管理について

新型コロナウイルスの感染を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を十分に理解し、不要不急の外出や人の集まる場所への参加を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。

(3) 休業中の学習課題について

別紙（課題一覧）を確認して、取り組ませてください。  
各教科の最初の授業日に提出です。

(4) その他

交通関係や生徒指導関係で事故等が生じた場合は、速やかに学校に申し出ててください。

2 新型コロナウイルス感染症が危惧される場合

以下の症状が出た場合は、速やかに学校に連絡してください。

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると判断された場合

連絡先

伊佐農林高校（教頭 鳥飼）

Tel 0995-22-1445